

令和 8 年第 3 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

堺 市

目 次

	頁
議案第 60 号	堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例 …… 3
議案第 61 号	堺市市税条例の一部を改正する条例 …… 5
議案第 62 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例 …… 11
議案第 63 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 …… 13
議案第 64 号	堺市公園条例の一部を改正する条例 …… 17
議案第 65 号	工事請負契約の締結について [東文化会館文化棟空気調和設備更新工事] …… 19
議案第 66 号	工事請負契約の締結について [万崎建替公営住宅第二期建設工事に伴う 給排水衛生設備工事(その2)] …… 23
議案第 67 号	土地及び建物の売払いについて …… 27
議案第 68 号	物品の買入れについて [高規格救急自動車4台] …… 31
議案第 69 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について …… 33
議案第 70 号	市道路線の認定及び廃止について …… 37
報告第 4 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について …… 49
報告第 5 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について …… 55

令和8年第3回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和8年5月25日

堺市長 永藤英機

- 議案第 60 号 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 61 号 堺市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 62 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 63 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 64 号 堺市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 65 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 66 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 67 号 土地及び建物の売払いについて
- 議案第 68 号 物品の買入れについて
- 議案第 69 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第 70 号 市道路線の認定及び廃止について
- 報告第 4 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第 5 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に 関する条例の一部を改正する条例

(堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に 関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うものであること。

- (1) 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）
- (2) 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第23号）

2 施行期日

令和8年9月24日から施行するものであること。

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「生計を有する」を「生計を営む」に改める。

第29条第1項第2号中「合計所得金額（）」を「控除後合計所得金額（前年の合計所得金額から）」に、「を控除した後の金額とする。ただし、」を「及び」に改め、「当該金額から」を削り、「とする。以下」を「をいう。以下」に、「合計所得金額に」を「控除後合計所得金額に」に改め、同項第3号中「前年の合計所得金額」を「前年の控除後合計所得金額」に改め、同項第8号中「合計所得金額が」を「控除後合計所得金額が」に、「合計所得金額に」を「控除後合計所得金額に」に改め、同項第9号イ中「合計所得金額」を「控除後合計所得金額」に改め、同項第10号中「割合」を「額」に改める。

第33条第1項中「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）」に、「令和7年新法」を「令和8年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和7年新法」を「令和8年新法」に改める。

第37条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

第45条中「第383条第1項」を「第383条」に改める。

第101条を次のように改める。

（不申告等に関する過料）

第101条 市長は、納税義務者、現所有者又は第53条第3項に規定する軽自動車等の売主が第7条第1項、第18条第6項、第45条若しくは第59条の規定により申告し、若しくは報告すべき事項について正当な理由がなくて申告若しくは報告をしなかった場合又は第18条第1項、第2項若しくは第7項、第30条の8第1項、第45条の2、第45条の4、第67条の3、第80条第2項、第92条若しくは第93条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

附則第3条の2第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「令和7年新法」を「令和8年新法」に改め、同条第3項中「令和5年4月1

日」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日」に、「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第14項本文」を「令和8年新法附則第15条第13項本文」に、「又は償却資産」を「及び償却資産のうち公共施設その他政令で定めるものの用に供するもの」に改め、同条第4項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第25項第1号イからニ」を「令和8年新法附則第15条第24項第1号イからニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第25項第2号」を「令和8年新法附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第6項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第25項第3号イからハまで」を「令和8年新法附則第15条第24項第3号イ及びロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第7項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第25項第4号イからハまで」を「令和8年新法附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第8項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第28項」を「令和8年新法附則第15条第27項」に改め、同条第9項中「令和7年新法附則第15条第32項」を「令和8年新法附則第15条第31項」に改め、同条第10項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第37項」を「令和8年新法附則第15条第36項」に改める。

附則第3条の2の2及び附則第3条の2の3中「令和7年新法」を「令和8年新法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額）

第3条の2の4 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に令和8年新法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第3条の3中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第3条の4第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改

め、同条第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改める。

附則第3条の5第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改める。

附則第3条の7中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第3条の8の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「固定資産税等」を「固定資産税及び都市計画税」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第3条の9中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第37条の改正規定及び附則第3項の規定 令和9年4月1日

(2) 附則第3条の2第3項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める部分及び「令和7年新法附則第15条第14項本文」を「令和8年新法附則第15条第13項本文」に改める部分を除く。）並びに附則第4項及び第8項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日（その日が公布日前である場合

にあつては、公布日)

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第37条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和5年4月1日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された改正法附則第1条第13号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第13項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 8 令和5年4月1日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された改正法附則第1条第13号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条第13項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 9 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。

(1) 固定資産税等について、次の改正等を行うもの

ア 固定資産税の免税点について、家屋にあつては30万円に、償却資産にあつては180万円に引き上げるもの

イ 次に掲げる固定資産に係る課税標準の特例割合を定めるもの

(ア) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する認定事業により取得された一定の公共施設その他政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産

(イ) 特定再生可能エネルギー発電設備

ウ 次に掲げる固定資産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長に伴う所要の改正等を行うもの

(ア) 公共の危害防止のために取得された汚水又は廃液の処理施設及び除害施設

(イ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業により取得された一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

(ウ) 浸水防止用設備

(エ) 一体型滞在快適性等向上事業の実施主体により整備された滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産

エ 利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する減額措置について、その割合を条例で定めることとされたことに伴い、次の改正等を行うもの

(ア) 当該減額割合を定めるもの

(イ) 当該減額割合の適用において必要とされる申告書に添付する書類について所要の改正を行うもの

(2) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

公布の日（以下「公布日」という。）から施行するものであること。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

(1) 1 (1) アに係る改正規定 令和9年4月1日

(2) 1 (1) イ (ア)に係る改正規定 改正法附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日
(その日が公布日前である場合にあつては、公布日)

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免の特例）

第19条 市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の市民税が課されていない者で政令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の市民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階（第10条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に政令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、第18条第1項の規定にかかわらず、当該第1号被保険者の同年度分の保険料を減額することができる。

2 前項の規定による減額後の令和8年度分の保険料の額は、政令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定により保険料の減額を受けようとする者は、市長が定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、令和7年度分の市民税が課されていないことその他の同項の規定による保険料の減額を決定するに当たって必要な情報を、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市介護保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

令和 8 年 1 月 9 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡を踏まえ、第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の市民税が非課税である者がいる場合に、令和 7 年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の見直しに伴う令和 8 年度分の介護保険料の保険料率の算定に関する基準の特例（以下「算定特例」という。）の適用により、当該第 1 号被保険者の同年度分の保険料が算定特例の適用がないものとしたときより高くなる場合は、算定特例の適用がない場合の保険料率により算定した保険料の額まで減額することができる減免規定の特例を設けることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定する基準（」の次に「当該基準に関し、」を加える。

第5条中「35人」を「30人」に改める。

(堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第四 五ただし書（既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすとき）」を「第四 五第3文（地方裁量型認定こども園）」に改め、「要件（」の次に「当該要件に関し、」を加える。

第4条中「35人」を「30人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数については、第1条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における1学級の子どもの数については、第2条の規定による改正後の堺市幼保連携型認

定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正を踏まえ、次の条例について、所要の改正等を行うものであること。

- (1) 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第11号）
- (2) 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年条例第13号）

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条の7第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

引用法令である高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の条項のずれに係る規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 東文化会館文化棟空気調和設備更新工事
- 2 工事概要 文化棟空気調和設備更新工事
(工事種目)
空気調和設備、自動制御設備、消火設備、ガス設備、建築工事、
電気設備工事
- 3 契約の相手方 堺市北区百舌鳥梅北町2丁70-6
美和・佐藤建設工事共同企業体
代表構成員 美和設備工業株式会社
代表取締役 栢瀬 秀樹
他の構成員 株式会社佐藤水道工業所
代表取締役 佐藤 友章
- 4 契約金額 382,800,000 円
うち取引に係る消費税額等 34,800,000 円
- 5 仮契約の日 令和8年4月15日

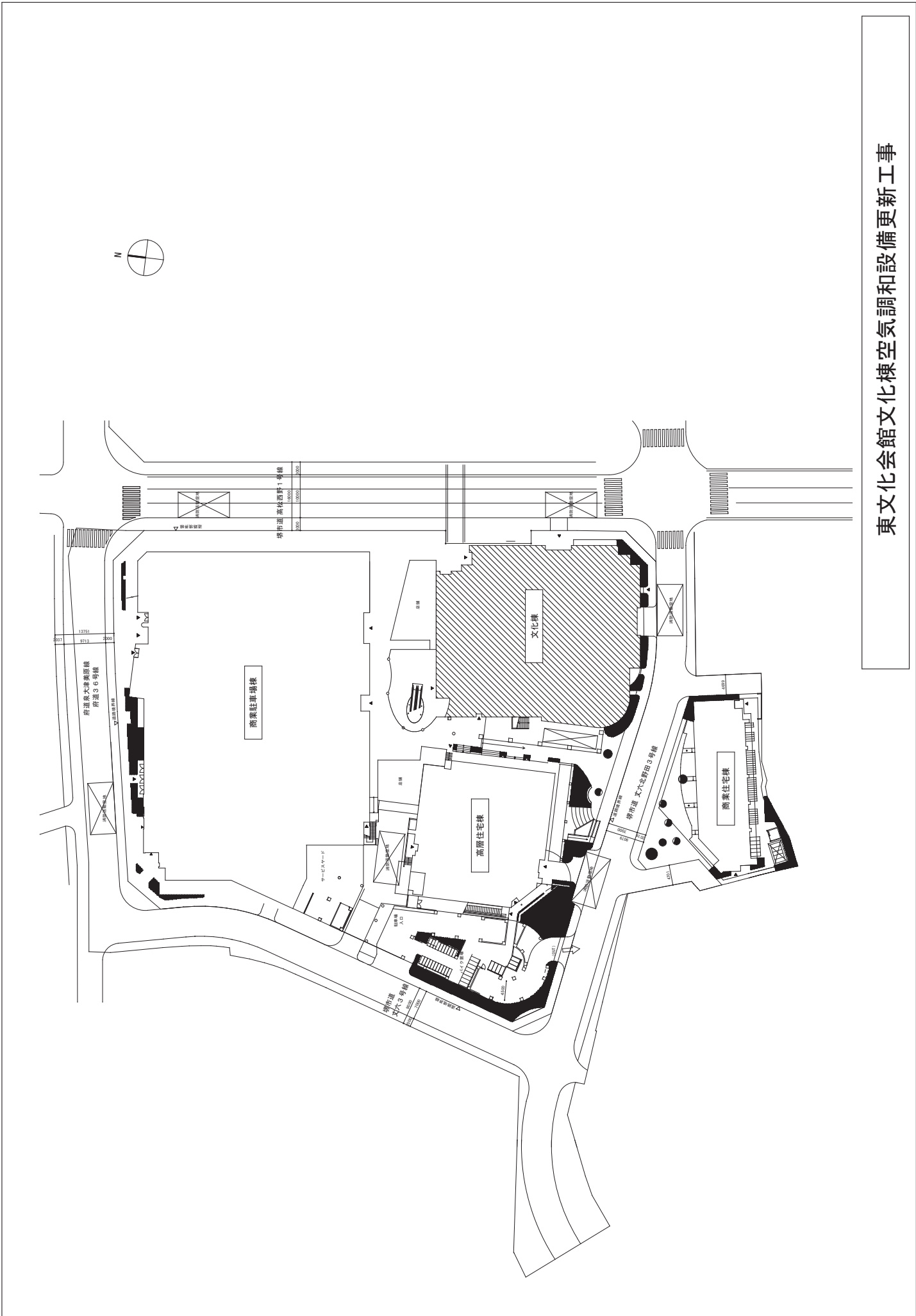
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和9年9月16日まで
- 3 入札執行日時 令和8年3月17日 午前10時40分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
美和・佐藤 建設工事共同企業体		348,000,000	3045.977	落札
柳生・阪和 建設工事共同企業体		351,000,000	2905.982	
信光・和興 建設工事共同企業体		369,700,000	2859.074	

(備考) 予定価格 373,354,000 円、調査基準価格 347,749,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



東文化會館文化棟空調和設備更新工事

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 万崎建替公営住宅第二期建設工事に伴う給排水衛生設備工事（その2）

- 2 工事概要 本工事の対象建築工事 万崎建替公営住宅第二期建設工事
住宅建設工事に伴う給排水衛生設備工事
（工事種目）
換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、
消火設備、ガス設備

- 3 契約の相手方 堺市堺区車之町東3丁1番9号
共栄・ケイテックス建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社共栄設備
代表取締役 加藤 智一
他の構成員 株式会社ケイテックス
代表取締役 加藤 雅庸

- 4 契約金額 456,060,000 円
うち取引に係る消費税額等 41,460,000 円

- 5 仮契約の日 令和8年4月14日

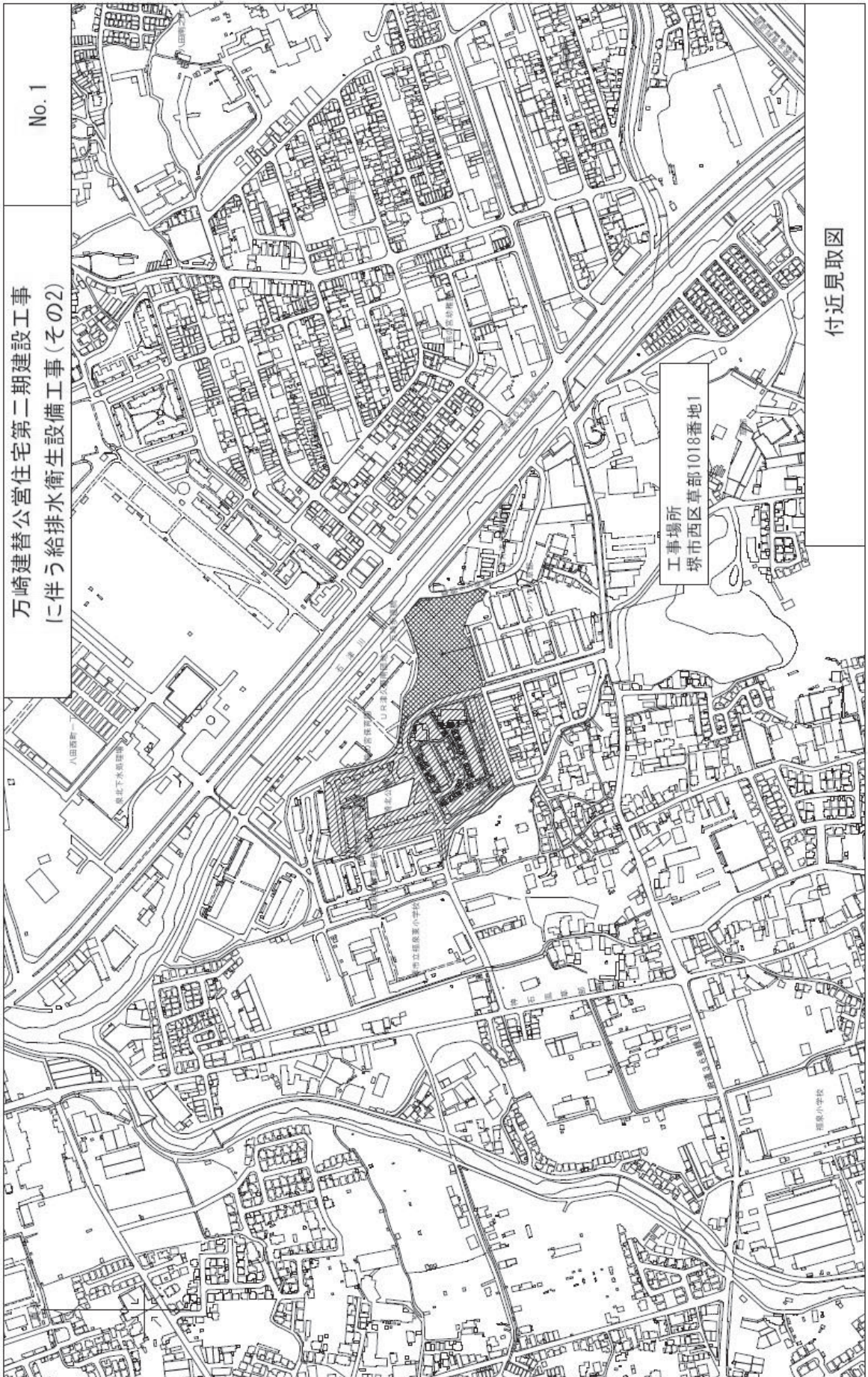
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和9年12月15日まで
- 3 入札執行日時 令和8年3月17日 午前10時08分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
柳生・阪和 建設工事共同企業体		391,800,000	2683.075	無効(低入札価格調査辞退による)
共栄・ケイテックス 建設工事共同企業体		414,600,000	2595.272	落札
信光・和興 建設工事共同企業体		辞退		

(備考) 予定価格 423,319,000 円、調査基準価格 394,739,000 円

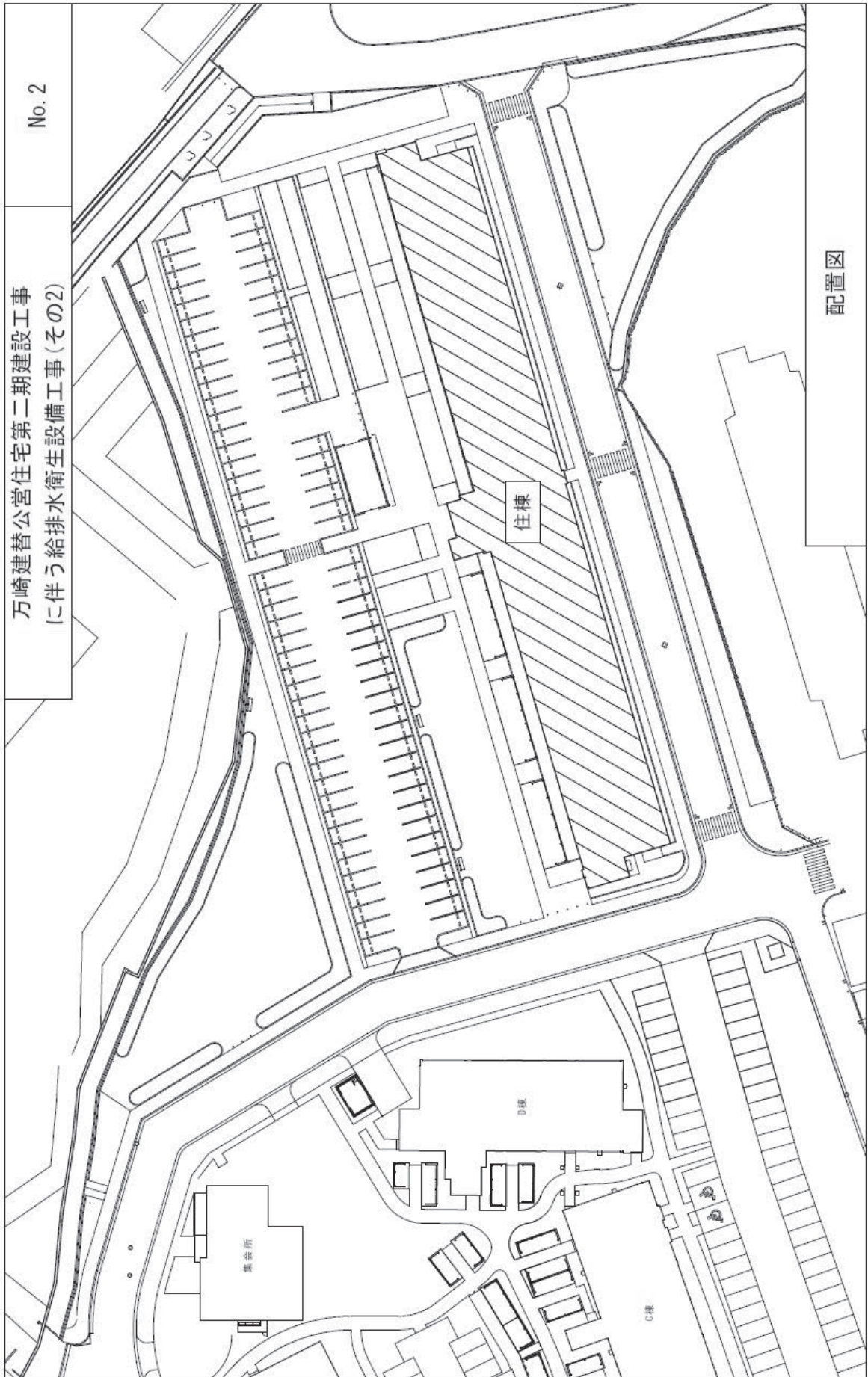
上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



万崎建替公営住宅第二期建設工事
に伴う給排水衛生設備工事(その2)

No. 1

付近見取図



土地及び建物の売払いについて

次のとおり土地及び建物の売払いを行うものとする。

1 土地の表示

所在地	地目	地積 (㎡)
堺市中区小阪 359 番 21	宅地	5,217.35
堺市中区小阪 359 番 22	宅地	5,744.39

2 建物の表示

(1) M棟

- ア 種類 住宅
- イ 構造 鉄筋コンクリート造 4階建
- ウ 床面積 788.28 ㎡

附属建物 1

- ア 種類 自転車置場
- イ 構造 鉄骨造
- ウ 床面積 5.28 ㎡

附属建物 2

- ア 種類 コンテナ置場
- イ 構造 鉄骨造
- ウ 床面積 2.72 ㎡

(2) N棟

- ア 種類 住宅
- イ 構造 鉄筋コンクリート造 4階建
- ウ 床面積 788.28 ㎡

附属建物 1

ア 種類 自転車置場

イ 構造 鉄骨造

ウ 床面積 5.28 m²

附属建物 2

ア 種類 コンテナ置場

イ 構造 鉄骨造

ウ 床面積 2.72 m²

(3) 0 棟

ア 種類 住宅

イ 構造 鉄筋コンクリート造 4 階建

ウ 床面積 788.28 m²

附属建物 1

ア 種類 自転車置場

イ 構造 鉄骨造

ウ 床面積 5.28 m²

附属建物 2

ア 種類 コンテナ置場

イ 構造 鉄骨造

ウ 床面積 2.72 m²

3 売払いの相手方

大阪市住吉区長居東 4 丁目 11 番 4 号

株式会社富士木材

代表取締役 井上 晴樹

4 処分金額

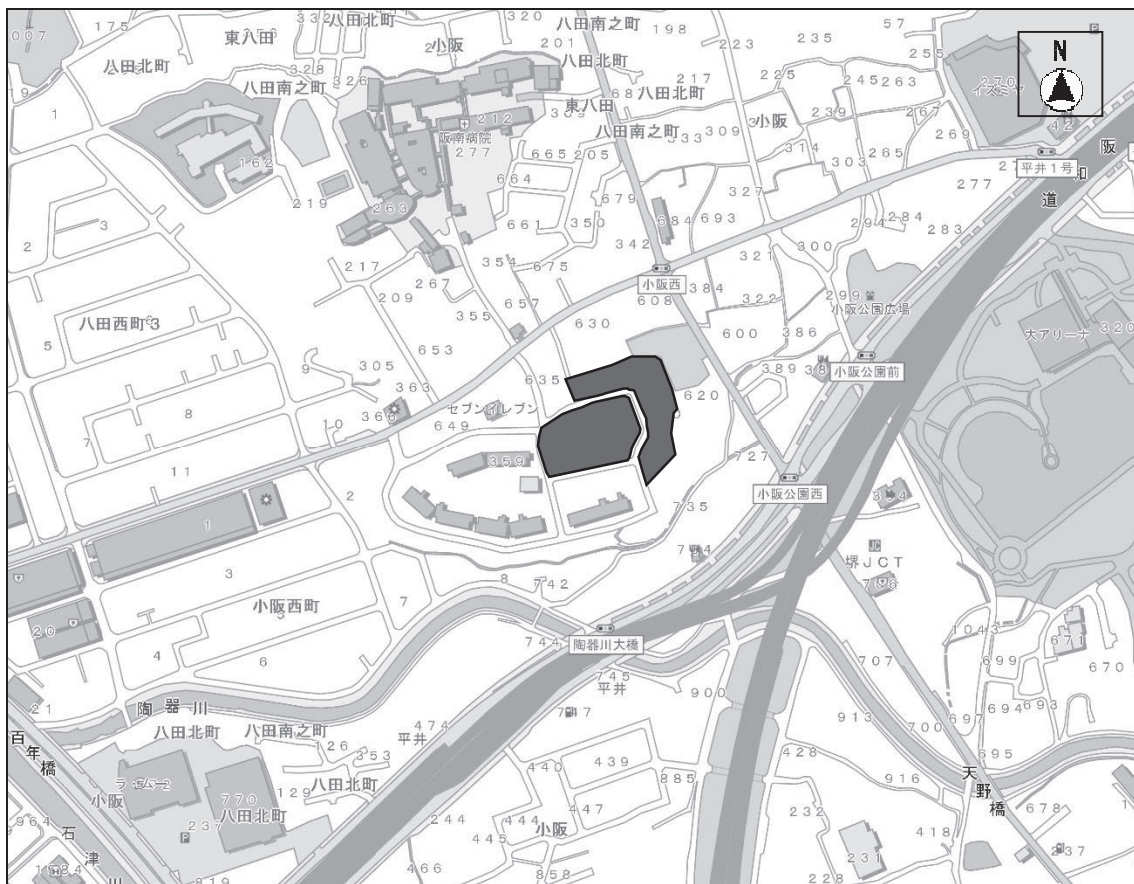
金 762,670,000 円

(議案第 67 号説明資料)

土地及び建物の売払いについて

市営小阪住宅跡地について、一般競争入札を実施し、落札した相手方に当該土地及び建物の売払いを行うものである。

売払い物件位置図



物品の買入れについて

次のとおり、高規格救急自動車 4 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 堺市西区下田町 1 番 23 号
日産大阪販売株式会社 堺鳳店
店長 羽瀬 博之
- 2 購入金額 90,860,000 円
うち取引に係る消費税額等 8,260,000 円
- 3 仮契約の日 令和 8 年 4 月 13 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納 入 期 間 議会の議決を経た翌日から
令和9年3月31日まで
- 3 入 札 執 行 日 時 令和8年4月2日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第1回	備 考
日産大阪販売株式会社堺鳳店		82,600,000	落札

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

[根拠]

地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものである。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根拠]

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	付記
㊦474	木材通32号線	美原区木材通1丁目715番1地先 美原区木材通1丁目810番1地先		地元要望
㊦611	高倉台85号線	南区高倉台3丁24番1地先 南区高倉台3丁2番62地先		土地区画整理事業に伴う路線再編成
㊦472	北野田229号線	東区北野田419番8地先 東区北野田419番7地先		開発に伴う寄付
㊦1077	浜寺元55号線	西区浜寺元町5丁575番4地先 西区浜寺元町5丁575番7地先		〃
㊦296	土塔217号線	中区土塔町2002番56地先 中区土塔町2002番58地先		都市計画法第39条による帰属
㊦749	大美野204号線	東区大美野163番85地先 東区大美野163番81地先		〃
㊦1075	浜寺船尾東11号線	西区浜寺船尾町東3丁383番地先 西区浜寺船尾町東3丁384番13地先		〃
㊦1076	浜寺南48号線	西区浜寺南町1丁93番4地先 西区浜寺南町1丁90番3地先		〃

市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
7151	高倉台58号線	高倉台3丁2番地先 高倉台3丁4番地先		路線再編成

市道認定路線図

整理番号 ㊦474

木材通32号線

715-1

810-1



市道認定路線図

整理番号 4611

高倉台85号線

24-1

2-62

凡例		認定道路
----	---------------------------------------------------------------------------------------	------

市道認定路線図

整理番号 ㌦472

北野田229号線

419-8 → 419-7

凡例
● → 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1077

浜寺元55号線

575-4

575-7

凡例
●————→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 卜296

土塔217号線

2002-56

2002-58

凡例



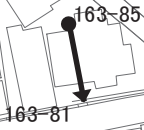
認定道路


市道認定路線図

整理番号 才749



大美野204号線



凡例		認定道路
----	---------------------------------------------------------------------------------------	------

市道認定路線図

整理番号 ハ1075

浜寺船尾東11号線

383

384-13



市道認定路線図

整理番号 ハ1076

浜寺南48号線

93-4

90-3

凡
例

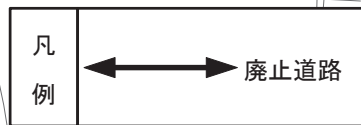


認定道路

市道廃止路線図

整理番号 4151

高倉台58号線



堺市市税条例等の一部を改正する条例の 専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 15 号

堺市市税条例等の一部を改正する条例の専決について

堺市市税条例等の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項を削り、同条第6項中「前項の規定の適用を受けない場合において、法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

第53条を次のように改める。

(軽自動車税の納税義務者等)

第53条 軽自動車税は、軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

3 軽自動車等の売買契約において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

4 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第54条の2から第54条の6までを削る。

第55条（見出しを含む。）、第56条（見出しを含む。）、第57条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第58条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第59条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第463条の19第1項」を「第452条第1項」に改め、同条第3項中「第53条第2項」を「第53条第3項」に、「第463条の19第2項」を「第452条第2項」に改める。

第61条第2項中「第53条第3項ただし書」を「第53条第2項ただし書」に、

「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第62条の見出し並びに同条第1項及び第3項、第63条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項並びに第64条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第101条中「第53条第2項」を「第53条第3項」に改め、「第54条の5」を削る。

附則第2条の2第1項及び附則第2条の2の3中「第5項、第8項及び第9項」を「第7項及び第8項」に改める。

附則第18条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（軽自動車税の税率の特例）」を付し、同条中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削る。

附則第19条の見出しを削り、同条第1項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項を削る。

附則第20条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第21条を次のように改める。

第21条 削除

附則第21条の2から附則第21条の5までを削る。

（堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市

民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 4 施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

堺市市税条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。

(1) 軽自動車税について、次に掲げる改正を行うもの

ア 軽自動車税の環境性能割の廃止及び軽自動車税の種別割の名称が軽自動車税に変更されることに伴う所要の改正を行うもの

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない3輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例措置について、次に掲げる改正を行うもの

(ア) 税率をおおむね100分の75軽減する措置について、適用期限を2年延長するもの

(イ) 税率をおおむね100分の25軽減する措置について、適用期限の到来をもって廃止されることに伴い、当該規定を廃止するもの

(2) 個人の市民税について、住宅借入金等特別税額控除の一部廃止に伴う当該規定の廃止及び条項のずれを修正するもの

(3) その他規定の整備を行うもの

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(歴史遺産活用部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
17	8.4.15	50,600	堺市西区家原寺 町1丁8-20	宗教法人家原寺 代 表 役 員 寺 西 正 恵	令和7年11月21日(金) 午前10時ごろ、堺市西区 家原寺町1丁8-20におい て、文化財課職員の運転す る本市車両が左折して進 入する際、相手方シャッタ ーに接触し、損傷させたも の。

(保健所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
13	8.3.18	6,186	堺市堺区*** *****	*****	令和8年1月21日(水) 午前10時50分ごろ、堺市 堺区東雲西町1丁8番東雲 公園において、動物指導セ ンター職員の連れていた 収容犬が、収容犬を撫でよ うとした相手方の手を咬 み、負傷させたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
18	8. 4. 16	218, 548	堺市堺区*** *****	*****	令和7年12月8日(月)午前8時ごろ、堺市中区陶器北1674-3地先において、相手方車両が府道泉大津美原線から駐車場に入ろうと側溝蓋上を通行したところ、側溝蓋が跳ね上がり、フロントバンパーを損傷したものの。
20	8. 4. 16	80, 281	大阪狭山市** *****	*****	令和8年2月15日(日)午後10時30分ごろ、堺市南区桃山台4丁21地先において、相手方車両が府道堺泉北環状線を走行中、道路舗装のめくれにタイヤがはまり、左フロントタイヤ等を損傷したものの。
19	8. 4. 16	53, 350	堺市東区*** *****	*****	令和8年3月9日(月)午前9時30分ごろ、堺市東区草尾321-4地先において、相手方車両が駐車場から国道310号に出ようと側溝蓋上を通行したところ、側溝蓋が跳ね上がり、フロントバンパーを損傷したものの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
23	8. 4. 27	18, 290	堺市東区*** *****	***** (親権者) *****	令和7年11月19日(水)午後3時30分ごろ、堺市東区日置荘北町3丁22-7日置荘北町公園において、相手方がベンチを飛び越え走り抜けようとした際、藤棚天井から垂れ下がった輪っか状のツルに左腕が引っ掛かり、体勢を崩し負傷したものの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
24	8. 4. 30	訴えの提起に ついて	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に住宅使用料 634,600 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
21	8. 4. 23	訴えの提起に ついて	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に住宅使用料 385,800 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
25	8. 4. 30	訴えの提起に ついて	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に住宅使用料 959,800 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	* * * * *

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 634,600 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 634,600 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 385,800 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 385,800 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 959,800 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 959,800 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
14	8. 3. 19	調停について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅明渡し並びに 住宅使用料 253, 100 円及び住宅使用料相 当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
22	8. 4. 23	訴えの提起に ついて	堺市中心区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 203, 200 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市中心区*** ***** 堺市営***** *****	* * * * *

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 本市は、相手方に対し、本件市営住宅につき、賃貸借契約の解除の意思表示を撤回し、引き続き賃貸する。</p> <p>(2) 本市は、相手方が令和8年2月分までの本件住宅の使用料滞納額を支払ったことを確認する。</p> <p>(3) 相手方は、本市に対し、本件住宅の令和8年3月分以降の月額使用料について、毎月末日限り、当月分を、本市指定の銀行口座に振り込んで支払う。</p> <p>(4) 相手方が前項の本件住宅の使用料を2か月分怠ったときは、本件住宅の賃貸借契約は、本市から相手方に対する何らの意思表示を要せず、当然に解除となる。</p> <p>(5) 前項により本件住宅の賃貸借契約が解除されたときは、相手方は、本件住宅を直ちに明け渡し、かつ、本件住宅使用料の滞納額及び賃貸借終了日の翌日から明渡し済みに至るまで、本件住宅の使用料と同額の割合による使用料相当損害金を支払う。</p> <p>(6) 本市は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(7) 本市と相手方の間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p> <p>(8) 訴訟費用及び調停費用は、各自の負担とする。</p>	<p>建物明渡請求調停事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である相手方*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。そのため、入居承認を取り消し、同住宅の明渡し並びに住宅使用料253,100円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当損害金の支払を求めて令和7年11月6日に提訴し、大阪地方裁判所堺支部で審理が進められていたところ、相手方が滞納額全額を支払い、今般、同裁判所から民事調停法第17条に基づく決定がなされた。当該決定について、告知を受けた日の翌日から2週間以内に異議申立てを行うことができるが、内容を検討した結果、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該決定に対し異議申立てを行わないこととする。</p>
<p>(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金203,200円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料203,200円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
26	8. 4. 30	訴えの提起に ついて	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	滋賀県甲賀市* ***** **	* * * * *

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅の明渡 しを求める。</p> <p>(2) 令和8年4月1日から明渡し済みに至 るまでの住宅使用料相当額の損害金の 支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを 求める。</p>	<p>建物明渡し等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である***** *は、令和7年12月12日に死亡し、入居承認は 当然に終了したにもかかわらず、相続人である* *****から明渡しがなされないまま現在に 至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するととも に、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の 損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(行政部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
16	8.3.31	堺市役所本庁 舎 ESCO 事業	大阪市北区 天満橋1丁目 8番30号	アズビル株式会社 ビルシステム カンパニー関西支社 理事支社長 岩 木 清	変更前 アスベスト対策費 7,040,000円 (消費税額等 640,000円) 変更後 アスベスト対策費 30,965,000円 (消費税額等 2,815,000円)

(環境事業部クリーンセンター)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
12	8.2.17	東工場第二工 場外壁改修ほ か工事(1期)	堺市中区小 阪208番地1	株 式 会 社 友 幸 産 業 代 表 取 締 役 藤 原 友 雄	変更前 268,833,554円 (消費税額等 24,439,414円) 変更後 287,660,054円 (消費税額等 26,150,914円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
23,925,000 円 (消費税額等 2,175,000 円)	アスベスト撤去・処分工事費の確定に伴うアスベスト対策費の増額。	改修工事着手前に行ったアスベスト含有事前調査によりアスベスト撤去・処分工事費が確定したため、アスベスト対策費の増額を行うもの。

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
18,826,500 円 (消費税額等 1,711,500 円)	外壁改修施工数量の増減による増額。	<p>本工事の設計時に目視による現況調査を行い設計数量を決定したが、工事着手後、仮設足場から施工数量調査を行ったところ、目視による現況調査では確認できなかった劣化箇所が判明したため、ひび割れ部等の施工数量を変更する。その結果、増額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>

令和 8 年第 3 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 1）

令和 8 年 5 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-26-64

